都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		（1） 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（2）ケの内容	（3） 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間(あてはまるもの全てに○)				（4） エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→（2）		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→（4）	
41	41	25	27	12	10	28	23	35	7	18	18	4	6	26	5	5
沖縄県	那覇市	○	○	○		○	○	○	○	○	就学時健康診断の通知書に小学校入学準備金支給のお知らせを掲載している。			○		
沖縄県	宜野湾市	○	○		○	○		○		○	福祉部局の生活支援員を通じて周知を行っている。			○		
沖縄県	石垣市	○	○			○		○						○		
沖縄県	浦添市	○	○	○	○	○	○	○		○	市の他部署への情報発信（関連部署）			○		
沖縄県	名護市	○	○	○		○	○	○						○		
沖縄県	糸満市	○	○		○	○	○	○						○		
沖縄県	沖縄市	○	○	○	○	○	○	○				○				
沖縄県	豊見城市	○	○		○	○		○		○	市役所内の各課へチラシを配布し、業務に支障のない範囲内で窓口に設置するよう依頼している。			○		
沖縄県	うるま市	○	○			○	○	○							○	・要保護・・・随時受付。 ・準要保護・・・12月まで申請受付。
沖縄県	宮古島市	○	○			○	○	○						○		
沖縄県	南城市	○	○			○		○		○	就学前健診案内通知に就学援助制度の書類を同封して送付			○		
沖縄県	国頭村			○			○	○					○			
沖縄県	大宜味村		○	○		○		○						○		
沖縄県	東村						○			○	教育委員会から児童生徒の属する全世帯へ就学援助制度の書類一式（パンフレット、申請書等）を郵送（入学前支給に関しては入学前年の12月に対象児童の属する全世帯に案内送付。進学年度に関しては年度当初の5月に全世帯へ案内送付。）				○	毎年6月頃に申請期間を設け、決定。給付は年度当初分から援助。それ以降は随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月以降分から援助。
沖縄県	今帰仁村	○				○		○		○	各学校へ全児童生徒の保護者へ申請案内を配布。該当者掘り起こしの為、今帰仁村役場　福祉保健課 子ども応援支援員が訪問。			○		
沖縄県	本部町	○	○			○		○		○	学校を通し全児童生徒の保護者へ就学援助の申請書及び案内資料を配布、町営電光掲示板で申請案内を周知、学校給食費の封筒に制度内容を記載。			○		
沖縄県	恩納村	○	○			○	○	○	○					○		
沖縄県	宜野座村		○				○	○		○	各学校及び村内各施設に就学援助ポスターを掲示。 地域民生委員・児童委員から就学援助が必要な世帯へ制度の説明を行っている。				○	当初分については、期限を設けている。当初の期限以降の申請については随時受付ており、認定された場合は申請月の翌月から援助を行っている。
沖縄県	金武町	○	○	○		○		○	○					○		
沖縄県	伊江村	○	○			○		○					○			
沖縄県	読谷村	○	○		○	○	○	○					○			
沖縄県	嘉手納町	○	○	○		○	○	○	○	○	じんじんメールにて申請関係の周知、学校事務から前年度認定者に対して電話による申請勧奨、子ども支援コーディネーターとの連携による周知			○		
沖縄県	北谷町	○	○		○	○	○	○	○	○	家庭訪問時に保護者へ配布			○		
沖縄県	北中城村	○	○				○	○						○		
沖縄県	中城村	○	○	○		○	○	○	○					○		
沖縄県	西原町	○	○	○	○	○	○	○		○	他課（子どもの貧困対策事業主管課）が関わっている世帯に対して、個別に情報提供を行っている。			○		
沖縄県	与那原町	○	○		○				○	○	町内学校に在籍する児童生徒の全ての保護者に就学援助案内と申請書類を送付			○		
沖縄県	南風原町	○	○				○	○						○		
沖縄県	渡嘉敷村						○	○					○			
沖縄県	座間味村									○	各字緒掲示板等にて周知		○			
沖縄県	粟国村					○								○		
沖縄県	渡名喜村									○	本村では、全て無償化となるため				○	対象保護者がいないため

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		（1） 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに〇)									（2）ケの内容	（3） 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間(あてはまるもの全てに〇)				（4） エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→（2）		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→（4）	
沖縄県	南大東村			〇		〇				〇	児童扶養手当を担当している村職員からの案内			〇		
沖縄県	北大東村						〇	〇		〇	教育委員会にて該当者へ周知		〇			
沖縄県	伊平屋村		〇			〇		〇		〇	・家庭訪問時及び申請期間中に学校より全世帯にチラシ（お知らせ）を配布 ・村の防災無線にて周知	〇				
沖縄県	伊是名村						〇	〇				〇				
沖縄県	久米島町							〇						〇		
沖縄県	八重瀬町	〇	〇	〇	〇	〇		〇						〇		
沖縄県	多良間村					〇		〇							〇	申請締切日を設定してているが、定例教育委員会において申請者以外の税情報を元に追加仮認定とし、保護者承諾・事後申請で認定としている。
沖縄県	竹富町						〇	〇						〇		
沖縄県	与那国町					〇	〇	〇				〇				

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		（5） 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）							（6）キの内容	（7）就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出（申請者のみ提出）	イ. 希望者が教育委員会に提出（申請者のみ提出）	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出（申請者のみ提出）	エ. 全員が学校に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	オ. 全員が教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	キ. その他→（6）		
41	41	15	12	19	0	0	0	3	3	29
沖縄県	那覇市	○	○	○						
沖縄県	宜野湾市		○							配布物やポスターにはツクロウ君のイラストを必ず載せる。年間所得の目安額等を記載している。援助費目と年間総援助額の記載。外国語の申請書を作成している。公立の全児童生徒に案内と申請書を配布している。
沖縄県	石垣市	○								認定年間所得の目安基準額を記載した書類を学校を通して保護者に配布している。
沖縄県	浦添市			○						お知らせの内容をわかりやすいように見直しを行っている、世帯数に応じて援助対象となる年間収入の目安額等を記載、各費目の援助額の記載、就学事務の手続きを行う窓口にお知らせや申請書を設置している
沖縄県	名護市	○								チラシをカラー用紙に印刷し、目立つようにしている。 周知を数回に分けて行っている
沖縄県	糸満市			○						
沖縄県	沖縄市			○						英訳した制度案内のチラシ配布、援助対象の目安となる年間収入の記載、援助費目・援助額の表の記載など
沖縄県	豊見城市			○						
沖縄県	うるま市			○						・該当年齢の児童生徒がいる全世帯へ、周知・案内文を郵送にて行っている。
沖縄県	宮古島市			○						
沖縄県	南城市			○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載
沖縄県	国頭村			○						小学校、中学校在籍全世帯に4月中旬ごろに申請書と一緒に就学援助の資料配布を行っている。
沖縄県	大宜味村	○								
沖縄県	東村	○								教育委員会から児童生徒の属する全世帯へ就学援助制度の書類一式（パンフレット、申請書等）を郵送。また転入者への制度周知の案内。
沖縄県	今帰仁村			○						今帰仁村役場　福祉保健課 子ども応援支援員が訪問
沖縄県	本部町		○							学校を通し全児童生徒の保護者へ就学援助の申請書及び案内を配布しており、町営電光掲示板でも申請案内を周知している
沖縄県	恩納村			○						申請書や案内を年に複数回配布。気になる家庭は学校からの情報を得て案内。転入時に前住地で就学援助を受けていたかどうか確認する等。
沖縄県	宜野座村	○								
沖縄県	金武町			○						全児童生徒の世帯へ申請書を送付。各費目の援助額や年間援助額の記載。
沖縄県	伊江村	○	○	○						毎年、児童生徒がいる全世帯へ申請書とチラシの配布をしている。
沖縄県	読谷村	○								毎年度の進級時に就学援助の申請書とチラシを配布している
沖縄県	嘉手納町	○	○	○						①認定条件が拡充されたことの明記。 ②じんじんメールにて申請関係の周知→メールで周知することにより、保護者がスマートフォンやタブレット端末等で案内を確認できる（メールの通知により紙媒体での案内配布より目に入りやすい）。 ③学校事務による前年度認定者に対する電話での申請勧奨→認定の見込みがある保護者に対して直接案内することで申請漏れを防止する。 ④子ども支援コーディネーターとの連携による周知→認定の見込みがある保護者で申請自体が困難な世帯（申請に対する意識が低い等）に対し、子ども支援コーディネーターを介することで申請を促し申請漏れ防止する。
沖縄県	北谷町			○						目につきやすいタイトルや平易な文面の使用、小中学校新1年生の保護者へ郵送で配布、家庭訪問時パンフレットを配布、前年度受給者で今年度未申請の対象者へ再度の案内を行っている。児童扶養手当現況届時に窓口でパンフレットを配布。
沖縄県	北中城村			○						全児童生徒に案内文、申請書、記入例の配布を行っている。
沖縄県	中城村			○						・援助対象となる年間所得の目安額等を記載。 ・対象費目の援助額や年間総援助額の記載。 ・関係機関等と連携し、該当児童生徒で未提出の世帯に提出を促す。
沖縄県	西原町			○						
沖縄県	与那原町		○					○	教育扶助を受給している保護者については、申請の有無に関わらず、要保護を児童認定している	出来る限り見やすいフォントと平易な文書を使用した案内を、町内学校に在籍する全児童生徒の保護者宛に送付している。
沖縄県	南風原町		○							案内のチラシを複数回に分けて学校側から生徒達に配付している。
沖縄県	渡嘉敷村	○								学校を通し、全児童生徒へ案内を配布。また、小規模な自治体であるため、対象になり得る家庭をある程度把握しており、申請がない場合は申請予定の有無を確認している。
沖縄県	座間味村		○							
沖縄県	粟国村		○							特になし
沖縄県	渡名喜村							○	対象保護者がいないため	なし

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		（5） 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）							（6）キの内容	（7）就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出（申請者のみ提出）	イ. 希望者が教育委員会に提出（申請者のみ提出）	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出（申請者のみ提出）	エ. 全員が学校に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	オ. 全員が教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	キ. その他→（6）		
沖縄県	南大東村		○							令和2年度までは対象者を絞って詳細な資料の配布などがされていたが、今年度からは全家庭に申請書を配布。
沖縄県	北大東村		○							
沖縄県	伊平屋村	○								・教育委員会担当者が入学説明会に参加し、制度の説明。・住民課や民生委員と連携し、対象になり得そうな家庭へ声掛け。
沖縄県	伊是名村	○								申請期間中に全生徒へ就学援助の資料を送付している。
沖縄県	久米島町			○						
沖縄県	八重瀬町		○							援助対象となる年間所得の目安額や援助費目等を記載。転入者には就学援助制度を説明している。
沖縄県	多良間村	○						○	申請者に対して、教育委員会で認定会議を行う。また、申請書の提出がない者に対しては、事前に税情報の提供をしてもらい仮認定としている。 担当が家庭訪問で内容説明し、申請書提出が完了した時点で認定としている。	
沖縄県	竹富町	○								保護者向けチラシを作成し、年間所得の目安額等を記載。、
沖縄県	与那国町	○								

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																															
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																															
		＜小学校＞																															
		（1） 実施・検討状況について				（2） エの内容	（3） （1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4） （1）でアと回答した場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									（5） （1）でアと回答した場合，小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに〇）									（6） ケの内容	（7） （1）でウと回答した場合，その理由（当てはまるもの全てに〇）				（8） エの内容
		ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他 →（2）		ア．令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ．令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ．令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ．未定	ア． 8月以前	イ． 9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ． 1月	キ． 2月	ク． 3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他 →（6）		ア．予算の確保が困難だから。	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ．認定回数が増える，支給後に転居へした場合の対応など，事務業務量が増加するから。	エ．その他 →（8）	
41	41	29	5	7	0	0	29	3	1	1	0	0	0	0	2	6	5	16	0	19	20	5	12	11	12	9	4	10	10	0	1	4	3	3
沖縄県	那覇市	○					○								○					○	○		○		○	○	○	○	自治会長に対して掲示板へのポスター掲載を依頼している。小中学校に兄・姉がいる世帯について就学援助の申請とまとめて入学準備金の申請手続きを行っているため、準備金のための再度手続きする必要はない。（保護者負担軽減）					
沖縄県	宜野湾市	○					○											○		○	○		○	○	○	○							
沖縄県	石垣市	○					○										○				○				○									
沖縄県	浦添市	○					○											○		○	○	○	○	○	○		○							
沖縄県	名護市	○					○									○				○	○	○			○									
沖縄県	糸満市	○					○										○			○	○		○											
沖縄県	沖縄市	○					○											○		○	○	○	○	○										
沖縄県	豊見城市	○					○											○		○	○		○					○	すでに就学援助を受けている世帯に対して小学校入学前の者がいる場合に該当世帯へ直接郵送にて周知					
沖縄県	うるま市	○					○									○				○	○							○	・該当年齢の幼児がいる世帯へ、周知・案内文を郵送している。					
沖縄県	宮古島市	○					○											○										○	対象者を兄弟が就学援助を受給している者に限定しており、対象者にのみ案内・申請書を送付している。					
沖縄県	南城市	○					○									○				○	○			○				○	就学前健診案内通知に就学援助制度の書類を同封して送付					
沖縄県	国頭村			○																													○	保護者からの要望など特に今のところはない為。
沖縄県	大宜味村		○							○																								
沖縄県	東村	○					○										○											○	対象者世帯へ申請案内とパンフレット等文書にて通知					
沖縄県	今帰仁村		○					○																										
沖縄県	本部町	○					○											○		○	○			○	○	○								
沖縄県	恩納村	○					○											○		○	○			○	○	○								
沖縄県	宜野座村	○					○											○							○			○	カのほかに、村外の園に通う世帯には郵送を行った。					
沖縄県	金武町	○					○											○			○			○				○	全対象世帯へ案内・申請書を送付した。					
沖縄県	伊江村	○					○										○			○						○								
沖縄県	読谷村	○					○											○		○	○		○	○										
沖縄県	嘉手納町	○					○											○		○	○			○	○	○	○	○	じんじんメールにて申請関係の周知					
沖縄県	北谷町	○					○											○		○	○		○	○										
沖縄県	北中城村	○					○											○		○	○				○									
沖縄県	中城村	○					○											○		○	○	○		○			○							
沖縄県	西原町	○					○											○		○	○	○	○											
沖縄県	与那原町	○					○									○							○											
沖縄県	南風原町	○					○									○				○	○				○	○								
沖縄県	渡嘉敷村			○																												○		
沖縄県	座間味村			○																												○		
沖縄県	粟国村		○					○																										
沖縄県	渡名喜村			○																													○	無償化のため

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																
		＜小学校＞																																
		（1） 実施・検討状況について				（2） エの内容	（3） （1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4） （1）でアと回答した場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									（5） （1）でアと回答した場合，小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）									（6） ケの内容	（7） （1）でウと回答した場合，その理由（当てはまるもの全てに○）				（8） エの内容
		ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他 →（2）		ア．令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ．令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ．令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ．未定	ア． 8月以前	イ． 9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ． 1月	キ． 2月	ク． 3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他 →（6）		ア．予算の確保が困難だから。	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ．認定回数が増える，支給後に転居へした場合の対応など，事務業務量が増加するから。	エ．その他 →（8）	
沖縄県	南大東村		○					○																										
沖縄県	北大東村			○																													○	保護者からの請求・要望・申請があれば対応する。
沖縄県	伊平屋村		○						○																									
沖縄県	伊是名村	○					○									○									○									
沖縄県	久米島町			○																											○	○		
沖縄県	八重瀬町	○					○										○						○											
沖縄県	多良間村	○					○								○										○		○	小規模学校なので、家庭訪問をし、説明している。（税務課と連携し、税の情報提供してもらっている。）					
沖縄県	竹富町	○					○											○					○		○								
沖縄県	与那国町			○																											○			

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																						
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																						
		＜中学校＞																						
		（1） 実施・検討状況について				（2） エの内容	（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4）（1）でアと回答した場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									（5）（4）でウと回答した場合，その理由（当てはまるもの全てに○）				（6） エの内容
		ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他 →（2）		ア．令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ．令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ．令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ．未定	ア． 8月以前	イ． 9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ． 1月	キ． 2月	ク． 3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから。	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ．認定回数が増える，支給後に転居へした場合の対応など，事務業務量が増加するから。	エ．その他 →（6）	
41	41	29	5	7	0	0	29	3	1	1	0	0	0	0	1	4	6	18	0	0	1	4	3	3
沖縄県	那覇市	○					○										○							
沖縄県	宜野湾市	○					○											○						
沖縄県	石垣市	○					○										○							
沖縄県	浦添市	○					○											○						
沖縄県	名護市	○					○									○								
沖縄県	糸満市	○					○										○							
沖縄県	沖縄市	○					○											○						
沖縄県	豊見城市	○					○											○						
沖縄県	うるま市	○					○											○						
沖縄県	宮古島市	○					○											○						
沖縄県	南城市	○					○									○								
沖縄県	国頭村			○																			○	保護者からの要望など特に今のところはない為。
沖縄県	大宜味村		○							○														
沖縄県	東村	○					○										○							
沖縄県	今帰仁村		○					○																
沖縄県	本部町	○					○											○						
沖縄県	恩納村	○					○											○						
沖縄県	宜野座村	○					○											○						
沖縄県	金武町	○					○											○						
沖縄県	伊江村	○					○										○							
沖縄県	読谷村	○					○											○						
沖縄県	嘉手納町	○					○											○						
沖縄県	北谷町	○					○											○						
沖縄県	北中城村	○					○											○						
沖縄県	中城村	○					○											○						
沖縄県	西原町	○					○											○						
沖縄県	与那原町	○					○									○								
沖縄県	南風原町	○					○									○								
沖縄県	渡嘉敷村			○																		○		
沖縄県	座間味村			○																		○		
沖縄県	粟国村		○					○																
沖縄県	渡名喜村			○																			○	無償化のため

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																						
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																						
		＜中学校＞																						
		（1） 実施・検討状況について				（2） エの内容	（3） （1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4） （1）でアと回答した場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									（5） （4）でウと回答した場合，その理由（当てはまるもの全てに〇）				（6） エの内容
		ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他 →（2）		ア．令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ．令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ．令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ．未定	ア． 8月以前	イ． 9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ． 1月	キ． 2月	ク． 3月	ケ． 4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから。	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ．認定回数が増える，支給後に転居へした場合の対応など，事務業務量が増加するから。	エ．その他 →（6）	
沖縄県	南大東村		○					○																
沖縄県	北大東村			○																			○	保護者からの請求・要望・申請があれば対応する。
沖縄県	伊平屋村		○						○															
沖縄県	伊是名村	○					○											○						
沖縄県	久米島町			○																	○	○		
沖縄県	八重瀬町	○					○										○							
沖縄県	多良間村	○					○								○									
沖縄県	竹富町	○					○											○						
沖縄県	与那国町			○																		○		

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							
		（1） 当てはまるもの1つに○					（2） オの内容 ・ 補足事項	（3） 令和3年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4） ソ，タ又はチを回答した場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5） ツを回答した場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（6） テの内容	（7） 補足事項
		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており，その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて，新たに認定基準を整備し，その基準により認定	ウ．相談があった場合，事例に応じて個別に対応	エ．新たに認定基準を整備することを検討中	オ．その他 →（2）		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円），1.5倍（455万円）等） →係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円），1.5倍（455万円）等） →係数（倍率）を（4）に記入。	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの →係数（倍率）を（4）に記入。	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍，1.5倍等） →係数（倍率）および目安額を（5）に記入	テ．その他 →（6）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍		
41	41	7	5	19	4	6	6	33	32	6	4	5	21	2	2	3	4	5	3	7	3	7	8	3	0	16	18	0	16	6
沖縄県	那覇市					○	令和2年度においては、特別事情として、生計維持者の収入が5割以減少している場合、生活保護基準額の1.8倍で再審査を行っている。 令和3年度は実施予定なし。	○	○														○			○	1.3		①災害・火災により財産を失った者②生計維持者等が失業したことにより、収入がない者③生計維持者等が長期療養又は失業したことにより収入がない者④破産宣告を受けた者については、特別事情として、生活保護基準額の1.8倍で再審査を行う。	
沖縄県	宜野湾市		○																					○			1.2			
沖縄県	石垣市	○						○															○				1.3			通常は1.0倍未満だが、沖縄県子どもの貧困対策推進交付事業期間中は1.3倍未満としている。
沖縄県	浦添市	○						○	○													○					1.2			
沖縄県	名護市			○				○	○											○										
沖縄県	糸満市			○				○														○					1.2			生計維持者の死亡等、特別事情がある場合のみ生活保護基準額に掛ける係数を1.5倍としている。
沖縄県	沖縄市	○						○	○				○										○			○	1.3		本市就学援助規則第2条第2号のオに「その他教育長が就学援助を行う必要があると認めた者」を援助対象者と定め、同規定を受け、要綱第3条で被災者や生計維持者の死亡等を該当者として定めている。（例：東日本大震災被災者、コロナ感染症の影響等）	
沖縄県	豊見城市				○			○															○				1.3			
沖縄県	うるま市	○						○	○	○	○	○	○									○				○	1.3		・年度途中の転入において、前住所地で就学援助を受けていた者。 ・その他教育長が就学援助を行う必要があると認めた者（災害、火災等により財産を失った、生計維持者が死亡した場合等）	・イについては、所得割非課税を含む。　・エについては、全額免除のみ。 ・オについては、保険料の減免のみ。 ・カについては、全額受給のみ。
沖縄県	宮古島市				○																		○				1			
沖縄県	南城市		○					○	○													○					1.2			
沖縄県	国頭村					○	特に対応していない	○	○	○			○									○					1.3			
沖縄県	大宜味村			○				○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○									
沖縄県	東村					○	整備されておらず、現在検討もしていない。	○	○																	○			その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者	
沖縄県	今帰仁村			○					○																					
沖縄県	本部町			○				○	○																	○			特別な事情により著しく困窮していると認める世帯（福祉部署と連携し特に支援が必要と認められる世帯等）	
沖縄県	恩納村			○				○	○				○							○						○			その他教育長が就学援助を行う必要があると認められる者 保護者が不慮の事故や災害等に遭い、援助が必要と認められる者	
沖縄県	宜野座村			○				○	○				○													○			その他教育委員会が援助費の給付が特に必要と認める者（災害・火災により財産を失った、生計維持者が死亡したため、生計維持者が長期療養または休職中のため、破産宣告を受けたため、その他教育委員会が就学援助を行う必要があると認める者。）	
沖縄県	金武町			○				○	○																	○			教育長が認める特別な事情がある者（保護者死亡、失業など）	
沖縄県	伊江村	○						○	○				○					○								○			・市町村民税所得割が48,600円未満の課税世帯であって多子世帯（0歳～15歳の子ども3人以上）	
沖縄県	読谷村			○				○	○				○																	
沖縄県	嘉手納町		○					○	○				○													○			市町村民税の均等割非課税	
沖縄県	北谷町			○				○	○				○					○												
沖縄県	北中城村			○				○	○				○									○					1.1			
沖縄県	中城村					○	・現在のところ、新たに認定基準を設けることは検討していない。	○	○				○											○			1.3			
沖縄県	西原町		○					○	○															○			1.2			1.2倍以上1.5倍未満も規定あり
沖縄県	与那原町		○					○	○													○					1.2			生活保護基準については、平成30年10月以前の基準及び最新の基準両方で審査を行い、申請者に有利な基準を採用している
沖縄県	南風原町	○							○				○										○				1.3			
沖縄県	渡嘉敷村			○									○																	
沖縄県	座間味村				○			○	○				○													○			教育長が特に必要と認めた場合	
沖縄県	粟国村				○			○	○									○	○	○										
沖縄県	渡名喜村					○	本村では新型コロナウイルス感染症の影響なし																			○			就学援助制度なし	

都道府県	市区町村名	3.　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							
		（1）　当てはまるもの1つに○					（2） オの内容 ・ 補足事項	（3）　令和3年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（4）　ソ，タ又はチを回答した場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）　ツを回答した場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（6）　テの内容	（7）　補足事項
		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており，その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて，新たに認定基準を整備し，その基準により認定	ウ．相談があった場合，事例に応じて個別に対応	エ．新たに認定基準を整備することを検討中	オ．その他 →（2）		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍，1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円），1.5倍（455万円）等） →係数（倍率）を（4）に記入。	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの →係数（倍率）を（4）に記入。	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍，1.5倍等） →係数（倍率）および目安額を（5）に記入	テ．その他 →（6）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍		
沖縄県	南大東村			○				○					○														○			その他教育長が就学援助を行う必要があると認めた者	規則更新を今年度中に実施した場合、非課税者世帯等の対応など幅は広くなる。
沖縄県	北大東村			○				○	○	○	○	○	○		○		○			○	○						○			所得者の失業	
沖縄県	伊平屋村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
沖縄県	伊是名村			○					○															○				1.3			
沖縄県	久米島町			○				○	○				○																		
沖縄県	八重瀬町			○																				○				1.2			
沖縄県	多良間村					○	年度内に税情報に変更等がある場合は、情報を提供してもらっている。	○	○																		○			（3）のア・イに加え課税世帯であっても母子・父子・多子家庭も認定としている。	
沖縄県	竹富町	○						○	○				○														○			特殊事情を有する者は、学校長の意見書を添付	
沖縄県	与那国町			○				○	○	○	○	○	○			○	○			○											

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4.（3）で ソ, タを回答した場合, 平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い, 見直し前と比べて, 生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		（1） 令和3年4月以降, 準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		（2）（1）でイを回答した場合, いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		（3）（1）でアを回答した場合, 令和3年4月以降, 生活保護基準見直しにより, 従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合, 生活保護基準見直しの影響に対して, 何らかの対応を行っているか。				（4）エの内容・補足事項	
		ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため, 対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は, 改めて, 見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため, 対応していない（準要保護者がいない, 影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが, 対応していない	エ. その他 →（4）		
41	41	4	11	11	11	1	0	3	0	0	41
沖縄県	那覇市		○	平成25	4						25%未満
沖縄県	宜野湾市										25%未満
沖縄県	石垣市		○	平成30	4						25%未満
沖縄県	浦添市		○	平成26	10						25%未満
沖縄県	名護市										15%未満
沖縄県	糸満市		○	平成27	4						20%未満
沖縄県	沖縄市		○	平成24	12						35%未満
沖縄県	豊見城市		○	平成27	4						20%未満
沖縄県	うるま市	○						○			35%未満
沖縄県	宮古島市		○	平成30	4						30%未満
沖縄県	南城市		○	平成27	4						25%未満
沖縄県	国頭村	○						○			35%未満
沖縄県	大宜味村										30%未満
沖縄県	東村										30%未満
沖縄県	今帰仁村										20%未満
沖縄県	本部町										25%未満
沖縄県	恩納村										25%未満
沖縄県	宜野座村										20%未満
沖縄県	金武町										20%未満
沖縄県	伊江村										25%未満
沖縄県	読谷村										20%未満
沖縄県	嘉手納町										30%未満
沖縄県	北谷町										30%未満
沖縄県	北中城村	○						○			30%未満
沖縄県	中城村										25%未満
沖縄県	西原町										25%未満
沖縄県	与那原町	○				○					25%未満
沖縄県	南風原町		○	平成30	4						30%未満
沖縄県	渡嘉敷村										10%未満
沖縄県	座間味村										0%
沖縄県	粟国村										15%未満
沖縄県	渡名喜村										0%

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4.（3）で ソ，タを回答した場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い，見直し前と比べて，生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		（1） 令和3年4月以降，準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		（2）（1）でイを回答した場合，いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		（3）（1）でアを回答した場合，令和3年4月以降，生活保護基準見直しにより，従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合，生活保護基準見直しの影響に対して，何らかの対応を行っているか。				（4）エの内容・補足事項	
		ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	年	月	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため，対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応していない（準要保護者がいない，影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応していない	エ．その他 →（4）		
沖縄県	南大東村										10%未満
沖縄県	北大東村										10%未満
沖縄県	伊平屋村										25%未満
沖縄県	伊是名村		○	平成25	8						20%未満
沖縄県	久米島町										25%未満
沖縄県	八重瀬町		○	平成24	4						25%未満
沖縄県	多良間村										40%未満
沖縄県	竹富町										20%未満
沖縄県	与那国町										25%未満

7. 令和3年度準要保護就学援助額

（1） 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	
41	41	40	0	0	0	5	5	5	35	35	0	39	0	0	0	3	3	3	36	36	0	5	3	3	0	1	1	1	1	1	0	30	7	7	1	18	18	18	3	3	1	24
沖縄県	那覇市	○				○	11,420	10,868				○							○	40,600		○				○	37,400	0				○				○	20,000	11,678				通学費支給、校外活動（宿泊あり）実績なし。 小1年生の新入学学用品費は、前年度入学準備金の支給がない者で、かつ、4月認定者のみ。 ①小学校入学準備金（未就学児童40,600円） ②小学校入学準備金の支給がなかった小1（40,600円） ③小6（中学校準備金：30,000円）
沖縄県	宜野湾市	○							○	11,100		○							○	40,600												○	○	9,721								○通学用品費の2,170円は2年生～6年生のみ。 ○学校給食費は執行額の記入が難しいため、令和3年度予算に計上した単価である。
沖縄県	石垣市	○				○	11,420	11,059				○				○	30,000	30,000																								・通学用品費は、1学年以外が対象のため、1年を除き平均額を算出した。・校外活動費（宿泊を伴うもの）実績なし
沖縄県	浦添市	○							○	11,420		○							○	40,600												○				○	21,490	12,193				
沖縄県	名護市	○							○	11,100		○							○	40,600		○	○	4,106								○				○	10,000	8,906				
沖縄県	糸満市	○							○	10,000		○							○	30,000												○				○	10,000	8,295				支給平均額は令和2年度の実績額。
沖縄県	沖縄市	○							○	11,420		○							○	40,600												○				○	21,490	9,108				●学校給食費は、上限額(月額)4,100円の支給であるが、月途中での転出入があった場合は日割支給となる。 ●医療費は、学校病の治療により医療機関に支払う自己負担割合分（3割）を支給する。 ●校外活動費　実績なし。
沖縄県	豊見城市	○							○	11,100		○							○	29,900		○							○	38,200		○				○	20,000	13,167				
沖縄県	うるま市	○							○	11,520		○							○	40,600												○				○	16,000	11,001				
沖縄県	宮古島市	○							○	11,420		○							○	40,600																						
沖縄県	南城市	○							○	11,420		○							○	40,600												○				○	10,000	10,000				
沖縄県	国頭村	○							○	10,000		○							○	20,470												○				○	7,500	7,500				学校給食費は令和２年度はコロナウイルスの影響を踏まえて、7月から令和3年３月まで給食費免除。4・5・6月に関しては、休んだ日数分をさしい引いた金額を支給。令和3年度も同様4・5・6月の3ヶ月分の金額を支給。7月から令和4年3月まで給食費全額免除。校外活動費実績なし。
沖縄県	大宜味村	○							○	11,100		○							○	9,950												○							○	6,000		医療費：学校保健安全法施行令第8条に定める疾病で自己負担分の3割　実績なし。
沖縄県	東村	○							○	11,100		○							○	19,900												○				○	10,000	3,875				医療費実績なし。
沖縄県	今帰仁村	○							○	13,270		○							○	19,900												○							○	5,000		
沖縄県	本部町	○							○	13,270		○							○	19,900												○				○	5,000	5,000				学用品費は1年生のみ11,100円　2～6年生までが13,270円　割合は約15%で想定 オンライン学習通信費は、令和3年度～世帯毎で月1,000円で予算を確保（未執行）
沖縄県	恩納村	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	6,800								○宿泊を伴う校外活動は実施なし ○小学校において令和2年度は、コロナ感染症対策における学校給食費無償化となり、支給実績なし。区域外通学の児童においては無償化対象とならないため、一部支払い済み
沖縄県	宜野座村	○				○	11,630	11,559				○				○	51,060	51,060														○				○	21,890	13,013				令和2年度給食費免除。
沖縄県	金武町	○							○	14,780		○							○	40,600		○	○	0								○	○	7,254								通学費の支給対象者がいなかった。
沖縄県	伊江村	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	3,440								医療費は、子ども医療費助成を活用している
沖縄県	読谷村	○							○	11,630		○							○	51,060												○							○	10,000		
沖縄県	嘉手納町	○							○	11,100		○							○	40,600												○			○							「学用品費」11,100円の内、8,000円分を教材として現物給付
沖縄県	北谷町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	11,095								
沖縄県	北中城村	○							○	13,900		○							○	51,060												○				○	21,890	13,635				学用品費について、小1は11,630円、小2～6は13,900円（通学用品費は学用品費に含む）。
沖縄県	中城村	○							○	11,630		○							○	40,600												○				○	15,500	5,000				・就学旅行費　5,000円（R2年度は、新型コロナウイルスによる影響で日帰りに変更となった為） ・医療費　0円（R2年度実績なし）
沖縄県	西原町	○							○	11,100		○							○	19,900												○				○	10,000	10,000				
沖縄県	与那原町	○							○	11,420		○							○	30,470												○				○	16,000	16,000				校外学習について、令和2年度は新型コロナウィルス感染症対策の影響により実績なし
沖縄県	南風原町	○							○	11,420		○							○	40,600												○				○	20,000	9,533				医療費実績なし
沖縄県	渡嘉敷村	○							○	11,100		○							○	19,900																						
沖縄県	座間味村	○							○	11,630		○							○	51,060																						費目に設定はあるが、実績無し
沖縄県	粟国村	○							○	13,270																																
沖縄県	渡名喜村																																									

7. 令和3年度準要保護就学援助額

（1） 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	
沖縄県	南大東村	○				○	11,520	9,350				○							○	50,600		○	○	0								○	○	0								支給額が0円の項目は実績なし。 但し、医療費については中学卒業まで全児童・生徒が保険適用の医療については全額補助しているため、発生しない。 修学旅行の費用はそもそも、国の補助金があり小学生の個人負担額が1人10,000円ほど。（全世帯対象）
沖縄県	北大東村	○							○	11,000		○							○	20,000													○								○	実費額費用の自己負担分（1割）
沖縄県	伊平屋村	○							○	11,100		○							○	19,900																						・通学用品費：1年生は除く ・医療費：実績なし ・学校給食費：実費の80%
沖縄県	伊是名村	○							○	11,420		○							○	40,600													○	○	0								令和2年度において修学旅行・校外活動費・クラブ活動費・生徒会費・めがね購入費・医療費は、実績が無かった。
沖縄県	久米島町	○							○	11,420		○							○	20,470																						
沖縄県	八重瀬町	○							○	11,520		○							○	50,600													○				○	21,670	12,393				
沖縄県	多良間村	○							○	11,420		○							○	20,470																						援助の費目で給食費・医療費は実費となっているが、現在無料のため支給はしていない。
沖縄県	竹富町	○				○	11,420	5,710				○				○	40,600	40,600																								
沖縄県	与那国町	○							○	13,900		○							○	51,060																						

7. 令和3年度準要保護就学援助額

（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	
41	41	40	0	0	0	5	5	5	35	35	0	39	0	0	0	3	3	3	36	36	0	5	3	3	0	1	1	1	1	1	0	30	8	8	1	17	17	17	3	3	3	31
沖縄県	那覇市	○				○	22,320	21,491				○							○	47,400		○				○	76,120	56,229				○				○	57,290	18,168				校外活動（宿泊あり）、体育実技用具費実績なし。
沖縄県	宜野湾市	○							○	21,700		○							○	47,400													○	○	0								○修学旅行は次年度へ延期のため実績なし。 ○通学用品費の2,170円は2年生～3年生のみ。 ○学校給食費は執行額の記入が難しいため、令和3年度予算に計上した単価である。
沖縄県	石垣市	○				○	22,320	21,838				○				○	35,000	35,000																								通学用品費は、1学年以外が対象のため、1年を除き平均額を算出した。・校外活動費（宿泊を伴うもの）実績なし。
沖縄県	浦添市	○							○	22,320		○							○	47,400													○	○	19,279								
沖縄県	名護市	○							○	21,700		○							○	47,400		○	○	55,940									○				○	50,000	36,833				校外活動費（宿泊有無）について、令和2年度は学校での実施がなかったため。
沖縄県	糸満市	○							○	18,000		○							○	35,000													○				○	50,000	4,507				支給平均額は令和2年度の実績額。
沖縄県	沖縄市	○							○	22,320		○							○	47,400													○				○	57,590	16,086				●学校給食費は、上限額(月額)4,600円の支給であるが、月途中での転出入があった場合は日割支給となる。 ●医療費は、学校病の治療により医療機関に支払う自己負担割合分（3割）を支給する。 ●校外活動費　実績なし。
沖縄県	豊見城市	○							○	21,700		○							○	32,900		○							○	77,200		○					○	55,000	2,750				1　体育実技用具費 　体育実技用具費（柔道着・剣道防具）の購入実績なしのため 2　修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの 　市内中学校において、新型コロナウイルス感染症防止対策により実施実績なしのため　※ただし市外は実施実績があった場合は含めた
沖縄県	うるま市	○							○	22,510		○							○	47,400													○				○	70,000	18,032				・修学旅行費は、新型コロナウイルスの影響により旅行先が県外から県内へ変更となったため、支給平均金額が 　低くなっている。 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）ー新型コロナウイルスの影響により令和2年度は実績なし。
沖縄県	宮古島市	○							○	22,320		○							○	47,400																							校外活動費：実績なし
沖縄県	南城市	○							○	22,320		○							○	47,400													○				○	55,000	18,395				
沖縄県	国頭村	○							○	16,700		○							○	23,550													○				○	55,000	4,000				学校給食費は令和２年度はコロナウイルスの影響を踏まえて、7月から令和3年３月まで給食費全額免除。４・５・６月に関しては、休んだ日数分をさしい引いた金額を支給。令和3年度も同様4・5・6月の3ヶ月分の金額を支給。7月から令和4年3月まで給食費全額免除。校外活動費実績なし。
沖縄県	大宜味村	○							○	21,700		○							○	11,450													○							○	60,000		医療費：学校保健安全法施行令第8条に定める疾病で自己負担分の３割 実績なし
沖縄県	東村	○							○	21,700		○							○	22,900													○							○	55,900		校外学習費・医療費実績なし
沖縄県	今帰仁村	○							○	23,870		○							○	45,000													○							○	50,000		
沖縄県	本部町	○							○	23,870		○							○	22,900													○				○	50,000	0				学用品費は1年生のみ22,900円　2・3年生は23,870円　割合は35%程度で想定 オンライン学習通信費は、令和3年度～世帯毎で月1,000円で予算を確保（未執行） 令和2年度は全中学校について修学旅行が延期になったため令和2年度実施はなし
沖縄県	恩納村	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	0							○	○宿泊を伴う校外活動は実施なし ○中学校においては、令和2年度修学旅行の実施はなし ○令和2年度より中学校は村単独の子育て支援により給食費無償化。区域外通学の生徒においては対象とならないため、一部支払い済み
沖縄県	宜野座村	○				○	22,730	21,271				○				○	60,000	60,000														○				○	70,000	35,186				令和2年度給食費免除。校外活動費実績なし。
沖縄県	金武町	○							○	26,050		○							○	47,400		○	○	0								○	○	16,275								通学費の支給対象者がいなかった。
沖縄県	伊江村	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	0								・修学旅行費は、実施が出来なかったため実績なし ・医療費は、子ども医療費助成を活用している
沖縄県	読谷村	○							○	22,730		○							○	60,000													○				○	55,000	27,715				
沖縄県	嘉手納町	○							○	21,700		○							○	47,400													○			○							「学用品費」21,700円の内、8,000円分を教材として現物給付 「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」R2実績なし（上限額2,180円）
沖縄県	北谷町	○							○	22,730		○							○	60,000													○	○	49,337								
沖縄県	北中城村	○							○	25,000		○							○	60,000													○				○	60,910	32,200				学用品費について、中1は22,730円、中2～3は25,000円（通学用品費は学用品費に含む）。
沖縄県	中城村	○							○	22,730		○							○	47,400													○				○	65,000	0				・就学旅行費　0円（R2年度は、新型コロナウイルスによる影響で中止） ・医療費　0円（R2年度実績なし）
沖縄県	西原町	○							○	21,700		○							○	22,900													○				○	60,000	0				修学旅行費実績なし
沖縄県	与那原町	○							○	22,320		○							○	33,550													○				○	65,000	0			○	修学旅行及び校外活動について、令和2年度は新型コロナウィルス感染症対策の影響により実績なし
沖縄県	南風原町	○							○	11,420		○							○	40,600													○				○	60,000	6,275				校外活動費（宿泊を伴わないもの）、医療費実績なし
沖縄県	渡嘉敷村	○							○	21,700		○							○	22,900																							
沖縄県	座間味村	○							○	22,730		○							○	60,000																							費目に設定はあるが、実績無し
沖縄県	粟国村	○							○	23,870																																
沖縄県	渡名喜村																																									

7. 令和3年度準要保護就学援助額

（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	
沖縄県	南大東村	○				○	22,510	4,900				○							○	57,400		○	○	0								○	○	0								支給額が0円の項目は実績なし。 但し、医療費については中学卒業まで全児童・生徒が保険適用の医療については全額補助しているため、発生しない。 修学旅行の費用はそもそも、国の補助金があり中学生の個人負担額が1人20,000円ほど。（全世帯対象）
沖縄県	北大東村	○							○	22,000		○							○	20,000												○									○	実費額費用の自己負担分（1割）
沖縄県	伊平屋村	○							○	21,700		○							○	22,900																						・通学用品費：1年生は除く ・医療費：実績なし ・学校給食費：実費の80%
沖縄県	伊是名村	○							○	22,320		○							○	47,400												○	○	0								令和2年度において体育実技用具費・校外活動費・修学旅行費・卒業アルバム費・医療費・メガネ購入費は、実績額が無かった。
沖縄県	久米島町	○							○	22,320		○							○	23,550																						
沖縄県	八重瀬町	○							○	22,510		○							○	57,400												○				○	60,300	0				校外活動、修学旅行は実施なし。
沖縄県	多良間村	○							○	22,320		○							○	23,550																						援助の費目で給食費・医療費は実費となっているが、現在無料のため支給はしていない。
沖縄県	竹富町	○				○	22,320	11,160				○				○	47,400	47,400																								医療費実績なし
沖縄県	与那国町	○							○	25,000		○							○	60,000																						

都道府県	市区町村名	8. その他 （1） 就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について，これまでの回答への補足
41	41	5
沖縄県	那覇市	
沖縄県	宜野湾市	
沖縄県	石垣市	石垣市においては、「沖縄県子どもの貧困対策推進交付金事業」の補助により、認定基準の緩和や新入学用品費の前倒し支給を行なう等就学援助の拡充を行なってきました。これにより認定者数は年々増加している状況だが、就学援助費の支給単価については国が示す限度額を満たしておらず、同事業終了後は認定基準の見直しを検討せざるを得ない財政状況だ。
沖縄県	浦添市	
沖縄県	名護市	
沖縄県	糸満市	
沖縄県	沖縄市	
沖縄県	豊見城市	
沖縄県	うるま市	
沖縄県	宮古島市	
沖縄県	南城市	
沖縄県	国頭村	
沖縄県	大宜味村	
沖縄県	東村	
沖縄県	今帰仁村	就学援助費の予算の確保に苦慮している。
沖縄県	本部町	
沖縄県	恩納村	
沖縄県	宜野座村	
沖縄県	金武町	
沖縄県	伊江村	
沖縄県	読谷村	
沖縄県	嘉手納町	本町では、令和2年度において新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変し生活が困窮する程度に収入が激減した世帯に対し、追加の申請期間を設け、状況確認を行い認定判断等の対応行った。 今年度おいても、国の動向を注視しつつ、義務教育の円滑な実施に資するためにも、急な生活困窮状況が把握される場合は、状況確認を行い対応してきたいと考えている。
沖縄県	北谷町	
沖縄県	北中城村	
沖縄県	中城村	
沖縄県	西原町	
沖縄県	与那原町	新型コロナウィルス感染症の影響で収入が減となった世帯については、前年の収入ではなく、直近の月の収入を基準として援助を行っている。
沖縄県	南風原町	
沖縄県	渡嘉敷村	
沖縄県	座間味村	
沖縄県	粟国村	
沖縄県	渡名喜村	

都道府県	市区町村名	8. その他 （1） 就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について，これまでの回答への補足
沖縄県	南大東村	・国へき地補助金：修学旅行費補助（飛行機、宿泊費、食費）国が2／3、村が1／3の補助。 ・国へき地補助金；高校生就学支援（年間24万円まで高校生保護者へ島外での寮費・アパート代や島への帰省費として利用が可能） ・消耗品で学用品（ノートやドリル等の購入）に限り、小中各クラスへのクラス費補助（限度額ありの村単費） 更に中学校では消耗品で学用品に限り、全教科への補助金（限度額ありの村単費） 調理実習費や裁縫実習費への補助金（限度額ありの村単費） ・一括交付金を活用した部活遠征費の9割補助（飛行機、宿泊費が対象） 県内大会～県外大会まで対応 ・沖縄地域振興協会の漢検、数検、英検の半額補助 ・医療費全額補助（前述されているとおり） ・学童利用が無料（月曜～金曜の放課後5時まで） ・中学生の夏季休暇等を利用した海外ホームステイ補助（2名限定で1名あたり35万円一律支給） ・家庭学習ノートの無償配布（必要な分だけ） ・村営塾では月曜～金曜の週5日利用が可能で小学生が月2,000円、中学生が月3,000円（おやつ、麦茶等の飲み物付き） 中学3年生は8月～3月まで無償で利用可能。（高校受験対策） 教員免許を保持している村職員及び県外の大学生や大学卒業が講師。 上記全て「就学援助対象者に関わらず」児童生徒への取組。 就学援助制度とは直接的な関係はないかもしれないが、間接的には関係していると思い記載した。
沖縄県	北大東村	
沖縄県	伊平屋村	
沖縄県	伊是名村	
沖縄県	久米島町	
沖縄県	八重瀬町	
沖縄県	多良間村	
沖縄県	竹富町	
沖縄県	与那国町	